平成２９年（フ）第９８号
北海道旭川市秋月１条２丁目５番８号
債務者　吉田真太郎
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４２号
静岡県浜松市北区細江町気賀863番地の１
債務者　嶋　千代子
1　決定年月日時　平成29年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１５７号
静岡県浜松市東区西塚町323番地の４　Ａ－１
債務者　栗田　　祐
1　決定年月日時　平成29年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第８０号
栃木県宇都宮市泉町７番６号
債務者　市橋　親仁
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第７９号
沖縄県沖縄市仲宗根町17番20号　アーバンハイム仲宗根6005
債務者　伊波江梨子（旧姓東）
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月６日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第４４号
栃木県小山市大字東山田448番地73
債務者　宇賀持正雄
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月１日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第４２７号
東京都昭島市松原町４丁目３番９号ルネスセンチュリー拝島101号
債務者　波多野ひろ子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月６日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８２２号
横浜市中区日ノ出町１丁目９番地　プチコーポ第３　302号室
債務者　田草川竜太
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４０９号
東京都昭島市拝島町４丁目15番６号ハイツ秋山102号
債務者　牧野　久子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第７６号
さいたま市緑区松木３丁目19番地８
破産者　株式会社サトウ水工
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３４号
埼玉県所沢市大字久米1823番地41
破産者　有限会社内外電子通信
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第９３号
千葉県木更津市畑沢南５丁目８番９号
破産者　株式会社エステート・アーク
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第９４号
千葉県富津市小久保2758番地
破産者　渡邉　昇一
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第２４号
東京都千代田区内神田３丁目22番７号大平ビル６階
破産者　ガム出版株式会社
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５号
東京都渋谷区渋谷１丁目20－11－309
破産者　島田　隆之
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１００５号
東京都町田市玉川学園５丁目１番７号
破産者　新和ビルサービス株式会社
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１００７号
東京都江戸川区北葛西２丁目19番２－814号、破産手続開始決定時の住所東京都町田市玉川学園５丁目１番７号
破産者　仲林　　顯
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部